

エネルギー価格 高騰事業者支援金 ～ 募集のお知らせ～

エネルギー価格の高騰が事業の実施にあたって負担となっている中小零細をはじめとする事業者に対し、事業継続を支援することを目的として支援金を支給します。

対象者

※詳細は、市HPから「募集概要・Q&A」をご確認ください。

- ・【法人】令和6年4月1日以前から、市内に本社または事業所を有すること
- ・【個人】令和6年4月1日以前から、市内に住民登録または事業所を有し、事業収入額が総収入額の半数以上であること
- ・事業の用に**エネルギー(電気、ガス、ガソリン、軽油、重油、灯油のいずれか)**を使用していること
- ・市税に未納がないこと

支援金額

【法人】**5万円** 【個人】**3万円**

申請期間

令和6年5月1日(水)～令和6年8月30日(金)

申請方法

オンライン申請、メール、郵送
のいずれか

オンライン申請はこちらから
(事前に必要書類をご確認ください)



必要書類

★印のあるものについては、オンライン申請の場合は不要。
郵送申請の場合は市HPからダウンロードしてください。

1. 支給申請書兼請求書（別記様式第1号）★
2. 誓約書（別記様式第2号）★
3. 支援金の振込先口座がわかるものの写し
※金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人がわかるもの（通帳の写しなど）を提出してください。
4. 【法人】直近1期分の法人税の確定申告書の写しおよび
損益計算書の写し
【個人】令和5年分の所得税の確定申告書の写し
5. 以下の(ア)または(イ)のいずれか
(ア)【法人】直近1期分の決算書類における販売費及び一般管理費の内訳が分かるもの
【個人】令和5年分の確定申告における販売費及び一般管理費の内訳が分かるもの
※「水道光熱費」または「燃料費」が計上されており、かつ、事業所名または代表者名(個人の場合)が確認できるものに限る。
(例)【法人】販売費及び一般管理費内訳表、工事原価報告書 など
【個人】所得税青色申告決算書、収支内訳書 など
(イ)令和5年1月1日から申請日までの期間にエネルギー経費を使用したことが分かるもの
※どのエネルギー経費分であるか、使用者（申請者に限る）、使用時期、使用場所（市外の事業所でも可）が確認できるもので、事業に要したものに限る。
(例)各種エネルギーの使用料金等の請求書や領収書、検針票 など
6. 市内の事業所等の所在地がわかる書類の写し
※5.の書類から確認できない場合のみ提出してください。
(例)営業許可証、開業届 など

☆申請は1事業者あたり1回のみ（複数店舗あっても1回のみ）です。

☆窓口での申請書等の記入はお控えください。

☆様式や募集概要は市のホームページからダウンロードできるほか、本庁情報公開コーナー、安土町総合支所、近江八幡商工会議所、安土町商工会に設置しています。

<担当課>

近江八幡市 産業経済部 商工振興課

〒521-1392 近江八幡市安土町小中1番地8 安土町総合支所

TEL：0748-36-5517 FAX：0748-46-5320

E-Mail：011008@city.omihachiman.lg.jp

<市HP>



※詳細は市ホームページのページID検索にて「27622」で検索